

「障害及び障害者に対する県民理解促進事業」に係るNPO共同事業体取扱実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、愛知県福祉局福祉部障害福祉課が発注する「障害及び障害者に対する県民理解促進事業」(以下、「事業」という)の実施に際して、民間非営利団体同士が結成する共同事業体に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要領において、NPO共同事業体の用語の定義は次のとおりとする。

NPO共同事業体

事業の実施に際して、技術力等を結集することにより事業の安定的実施を確保する場合等事業の規模、性格等に照らし、共同による実施が必要と認められる場合に事業ごとに結成する事業体

(企画競争参加に当たっての提出書類)

第3 企画競争の参加に当たっては、「障害及び障害者に対する県民理解促進事業」実施要領第9に定める企画提案書(様式)のほか、次に掲げる事項を記載した届出書(様式第1)、共同事業体の結成、運営等についての協定書(様式第2)の写し、及び共同事業体の企画競争参加、見積、契約締結、委託代金の請求及び受領等の権限についての委任状(様式第3)を企画提案書提出までに知事に提出しなければならない。

(1) 共同事業体の名称

(2) 共同事業体の構成員の名称、所在地及び代表者の職氏名

(3) 対象委託事業名

2 障害福祉課長は、前項に規定するもののほか、申請書に必要と認める事項を記載させ、又は書面を添付させることができる。

(構成員の資格)

第4 共同事業体の構成員の参加資格については、「障害及び障害者に対する県民理解促進事業」実施要領第7に定める資格を有するものとする。

(責任分担比率)

第5 構成員の責任分担比率は各構成員間において自主的に定めるものとする。

2 共同事業体の代表者となる構成員の責任分担比率は、構成員中最大としなければならない。

(企画競争参加資格の決定)

第6 共同事業体の企画競争参加資格の有無は障害福祉課長が決定する。

(調査助言)

第7 障害福祉課長は、共同事業体の適正な運営を確保するため、必要に応じて委託事業の実施体制及び運営状況について、調査し、助言するものとする。

附 則

この要領は平成26年4月14日から施行する。

附 則

この要領は令和2年12月14日から施行する。

附 則

この要領は令和3年6月7日から施行する。